

15～17 歳の方の医療受診について

(発達障害に関連して、はじめて医療機関を受診したい方)

小児期の発達障害に関する診療は、主に小児科、児童精神科で行われています。多くの小児科や児童精神科は、15 歳までを主な対象年齢としているため、15 歳以上のお子さんの場合、成人に対応している医療機関（主に精神科）の受診を検討することになります。

しかし、精神科は 18 歳以上のみを対象としていることも多く、高校生年代のお子さんに対応可能な医療機関は限られているのが現状です。

受診先を探す際には、静岡県が公表している「**発達障害を診療可能な医療機関に関する情報**」が参考になりますが、お子さんの年齢でも受診が可能かどうか、お問合せいただくことをおすすめします。

■ 初診の予約について

発達の特徴について診療ができる医療機関の多くは、予約制です。受診を希望するときには、それぞれの医療機関の定める方法で、初診の予約をする必要があります。
※医療機関によっては、かかりつけ医等からの紹介状（診療情報提供書）が必要な場合があります

予約の際に聞かれること（例）

- ・ 氏名
- ・ 年齢（生年月日）
- ・ 症状（いつ頃から、どんな状態か） など

予約までの期間について

現在、発達の特徴について診療ができる医療機関は多くないため、医療機関によっては、予約までに数か月程度かかる場合があります。

■ 受診に向けた準備

幼少期の発達の様子について情報を整理する（メモにまとめる）

お子さんの状態を把握するためには、乳幼児期の発達に関する情報が大切です。乳幼児健診での指摘事項や他のお子さんとの関わり、集団参加の状況などについて、まとめておくと役に立ちます。

発達の様子や心配に思っていることについて、箇条書きでメモしておくのも一つの方法です。A4用紙1枚程度にまとめたメモを、医師に渡す方もいます。

■ 初診日を迎えたら

診察の待ち時間について

予約をしても、多くの場合、診察までの待ち時間があります。どうしても待つことが難しい場合や、特別な配慮が必要な時は、予約の際や受付時に申し出るとよいでしょう。

もちもの

<必須>

- 健康保険証
- 予約時に医療機関から指定されたもの

<持っている方>

- 紹介状（診療情報提供書）
- こども医療費受給者証
- おくすり手帳
- 発達の様子がわかるもの（母子手帳、過去の心理検査の結果、必要に応じてテストの答案やノートなど）

<必要な方>

- 発達経過や心配に思っていることをまとめたメモ
- 待ち時間を過ごすためのアイテム